

令和3年3月2日

第146回 遠野市農業委員会総会議事録

第146回遠野市農業委員会総会(新体制初総会)議事録

告示年月日	令和3年2月25日	
告示番号	遠野市告示第17号	
会議年月日	令和3年3月2日	
会議の場所	あえりあ遠野交流ホール	
出席委員	1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、 5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康、9番 菊池靖、 10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、 14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、 18番 奥友康悦、19番 千葉勝義	
欠席委員	7番 綱木秀治	
会議に出席した職員	産業部長	中村光一
	農林課長	奥寺孝光
	畜産園芸課長	小森孝夫
	六次産業室長	菅原康
	宮守総合支所長	河野和浩
	事務局長	佐々木徹
	次長兼農業振興係長	菊池今英
	農地係長	多田由香子
本日の案件	第146回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり	
	日程第1	仮議席指定
	日程第2	議事録署名委員指名及び会議書記指名
	日程第3	会長の互選について
	日程第4	会長職務代理者の互選について
	日程第5	議席の決定について
	日程第6～31	議案第67～92号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
	日程第32	農政専門委員会委員の互選
	日程第33	農地専門委員会委員の互選
	日程第34	農政専門委員会委員長の互選
	日程第35	農政専門委員会副委員長の互選
	日程第36	農地専門委員会委員長の互選
	日程第37	農地専門委員会副委員長の互選
	日程第38	地区担当割について
	日程第39	家族経営協定推進アドバイザーについて
	日程第40	農業委員会だよりの編集委員について
	日程第41	遠野市農業者年金加入推進班長について
開会時刻	午前9時	

産 業 部 長	ただいまより、第 146 回遠野市農業委員会総会を開催いたします。 本来、市長のあいさつとなるのですが、本日は議会对応のため市長は欠席となっております。
産 業 部 長	【関係部課長紹介】 市長部局の関係部長・課長等をご紹介します。奥寺孝光農林課長。
農 林 課 長	農林課の奥寺でございます。よろしくお願いいたします。
産 業 部 長	小森孝夫畜産園芸課長。
畜 産 園 芸 課 長	畜産園芸課の小森です。よろしくお願いいたします。
産 業 部 長	菅原康六次産業室長。
室 長	六次産業室の菅原です。よろしくお願いいたします。
産 業 部 長	河野和浩宮守総合支所長。
支 所 長	宮守総合支所、河野です。よろしくお願いいたします。
産 業 部 長	以上 4 名が出席しております。最後となりますが私、産業部長、中村光一です。今後ともよろしくお願いいたします。
産 業 部 長	【農業委員紹介】 次に、仮議席 1 番にご着席の委員から順番に農業委員会事務局長よりご紹介を申し上げます。
事 務 局 長	農業委員会事務局長の佐々木徹です。 1 番、奥友康悦様。
1 番 委 員	奥友です。よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	2 番、菅田ツヤ子様。
2 番 委 員	菅田です。よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	3 番、千葉勝義様。
3 番 委 員	千葉です。よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	4 番、藤田優一様。
4 番 委 員	附馬牛町の藤田優一です。よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	5 番、菊池秀樹様。
5 番 委 員	菊池秀樹です。よろしくお願いいたします。
事 務 局 長	6 番、古屋敷徳夫様。
6 番 委 員	古屋敷でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 長	7番、綱木秀治様は所用のため欠席でございます。 8番、菊池久康様。
8番 委員	青笹町の菊池です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	9番、菊池靖様。
9番 委員	松崎町の菊池です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	10番、鈴木重徳様。
10番 委員	鈴木重徳です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	11番、鬼原壽一様。
11番 委員	鬼原です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	12番、佐々木義弘様。
12番 委員	小友町の佐々木義弘です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	13番、佐々木泰文様。
13番 委員	上郷町の佐々木泰文です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	14番、奥寺晴夫様。
14番 委員	青笹町の奥寺晴夫です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	15番、多田登様。
15番 委員	宮守の多田登と申します。よろしくお願いいたします。
事務局 長	16番、小向幸子様。
16番 委員	附馬牛町の小向幸子です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	17番、河内克倫様。
17番 委員	河内です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	18番、田中ナオ子様。
18番 委員	土淵町の田中ナオ子です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	19番、多田靖志様。
19番 委員	宮守町上鱒沢の多田靖志です。よろしくお願いいたします。
事務局 長	以上でございます。
産業部 長	【臨時議長指名】 農業委員会等に関する法律第27条の規定により、第146回遠野市農業委員会総会を

	<p>進行いたします。会長が選出されるまでの間、遠野市農業委員会規則第4条第3項の規定により年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席委員中、菊池久康委員が年長委員であり、臨時の議長となりますのでよろしくお願い申し上げます。菊池久康委員、議長席にご移動願います。</p>
臨時議長	<p>おはようございます。なかなか不慣れで、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。着席します。会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。産業部長と課長は、議会の関係もございまして退席します。暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
臨時議長	再開いたします。
臨時議長	<p>【遠野市農業委員会憲章朗唱】 会議に先立ち農業委員会憲章を朗唱します。ご起立願います。局長が前段を朗唱しますので後段をご唱和願います。</p> <p>[「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略]</p>
臨時議長	<p>【会議の成立報告】 会議の成立報告ですけれども、委員19名中出席18名、欠席1名、よって会議規則第11条の規定により本会は成立します。欠席の届出は綱木秀治委員であります。審議に入る前にお願いします。質疑等で発言するときは挙手し、議長の指名を得て発言願います。なお、会議において委員の呼称は議席番号となっておりますが、議席番号が決定されていないことから、議席が決まるまでは氏名とさせていただきます。また、議長からの指名も同様、氏名とさせていただきます。</p>
臨時議長	<p>【事務局職員紹介】 ここで職員の紹介を行います。局長より紹介させていただきます。</p>
事務局長	<p>それでは職員を紹介いたします。 私の隣が菊池今英、次長兼農業振興係長です。</p>
事務局次長	よろしく願います。
事務局長	その後ろが多田由香子、農地係長です。
農地係長	よろしく願います。
事務局長	私は事務局長の佐々木徹です。よろしく願います。
臨時議長	はい、ありがとうございます。
臨時議長	<p>【日程第1】 それでは日程第1、議事に入ります。仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席しております議席を指定いたします。</p>
臨時議長	<p>【日程第2】 日程第2、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員に田中ナオ子委員、菅田ツヤ子委員、会議書記に事務局、菊池今英次長を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

臨時議長	<p>ご異議なしと認め議事録署名委員に田中ナオ子委員、菅田ツヤ子委員、会議書記に事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p>
臨時議長	<p>【日程第3】 日程第3、会長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第118条第3項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
臨時議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
臨時議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。会長に千葉勝義委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました千葉勝義委員を会長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
臨時議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました千葉勝義委員が会長に当選いたしました。 会長に当選された千葉勝義委員よりご挨拶があります。よろしくお願ひいたします。</p>
新会長	<p>ただいま指名をいただいた千葉と申します。これから3年間、何もなければ3年間ですけれども、色々な課題を抱えております。例えば遊休農地の発生防止、それから耕作放棄地の解消、それから今年度からスタートしますがマスタープランの実質的な活動が待ち構えてございます。これに関しては農業委員さん19名の皆さんの力で乗り切っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
臨時議長	<p>会長が決定いたしましたので、ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございます。</p>
議長	<p>これ以降、会議規則第9条に基づき議長を務めさせていただきます。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p>
議長	<p>【日程第4】 日程第4、会長職務代理者の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。会長職務代理者に奥友康悦委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました奥友康悦委員を会長職務代理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥友康悦委員が会長職務代理者に当選いたしました。</p> <p>会長職務代理者に当選されました奥友康悦委員よりご挨拶があります。</p>
新 会 長 職 務 代 理 者	<p>ただいま指名いただきました奥友康悦です。前の3年間からの継続ということになりますけれども、会長を補佐し、それから農業委員会という組織を、皆さんの力で、向こう3年間業務を遂行していきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議席の決定を行います。議席は会議規則第8条第1項の規定にかかわらず議長において決定いたします。委員諸君の指名とその議席番号を、職員をして朗読いたします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、仮議席番号簿の中で本議席番号と変わるところを説明いたします。</p> <p>1番の奥友康悦委員が18番になります。</p> <p>3番の千葉勝義委員が19番になります。</p> <p>18番の田中ナオ子委員が1番になります。</p> <p>19番の多田靖志委員が3番になります。</p> <p>それ以外は変更ございません。以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>ただいま朗読しましたとおり議席を決定いたしました。</p>
議 長	<p>【日程第6～日程第31】</p> <p>日程第6、議案第67号から日程第31、議案第92号の「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を一括で上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第67号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。</p> <p>住所、遠野市六日町8番20号。</p> <p>氏名、菊池忠男。</p> <p>生年月日、昭和27年9月5日。</p> <p>議案第68号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。</p> <p>住所、遠野市遠野町32地割39番地2。</p> <p>氏名、萩野一。</p>

生年月日、昭和 34 年 10 月 28 日。

議案第 69 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市綾織町新里 17 地割 15 番地。

氏名、五十嵐俊弥。

生年月日、平成 6 年 12 月 18 日。

議案第 70 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市綾織町上綾織 9 地割 13 番地。

氏名、昆光義。

生年月日、昭和 31 年 4 月 27 日。

議案第 71 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市小友町 21 地割 56 番地。

氏名、昆野裕子。

生年月日、昭和 33 年 2 月 4 日。

議案第 72 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市小友町 34 地割 74 番地。

氏名、松田朋幸。

生年月日、昭和 32 年 9 月 20 日。

議案第 73 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市附馬牛町下附馬牛 22 地割 2 番地 1。

氏名、石直亮彦。

生年月日、昭和 44 年 7 月 10 日。

議案第 74 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市附馬牛町東禅寺 7 地割 12 番地 6。

氏名、山本昌邦。

生年月日、昭和 29 年 12 月 28 日。

議案第 75 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市松崎町駒木 22 地割 13 番地 2。

氏名、菊池勝。

生年月日、昭和 31 年 4 月 9 日。

議案第 76 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17

条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市松崎町光興寺8地割20番地2。

氏名、濱田邦幸。

生年月日、昭和31年3月14日。

議案第77号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市松崎町駒木7地割71番地19。

氏名、山口岩男。

生年月日、昭和30年12月24日。

議案第78号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市土淵町土淵22地割3番地3。

氏名、大里清人。

生年月日、昭和27年6月27日。

議案第79号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市土淵町栃内9地割189番地。

氏名、佐々木哲也。

生年月日、昭和32年1月19日。

議案第80号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市土淵町土淵8地割29番地。

氏名、山川亮一。

生年月日、昭和33年11月9日。

議案第81号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市青笹町糠前16地割2番地5。

氏名、菊池日出夫。

生年月日、昭和30年2月12日。

議案第82号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市青笹町青笹14地割34番地。

氏名、佐々木恵美子。

生年月日、昭和43年3月18日。

議案第83号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市青笹町糠前28地割62番地1。

氏名、佐野賢三。

生年月日、昭和22年4月10日。

議案第 84 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市上郷町板沢 21 地割 12 番地 3。

氏名、菊池秀明。

生年月日、昭和 31 年 3 月 15 日。

議案第 85 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市上郷町平倉 38 地割 15 番地。

氏名、小向俊。

生年月日、昭和 31 年 1 月 24 日。

議案第 86 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市上郷町細越 12 地割 1 番地 2。

氏名、林崎恵美子。

生年月日、昭和 35 年 10 月 21 日。

議案第 87 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市宮守町下宮守 32 地割 150 番地 8。

氏名、佐藤芳夫。

生年月日、昭和 19 年 3 月 25 日。

議案第 88 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市宮守町下宮守 15 地割 135 番地 1。

氏名、多田忠功。

生年月日、昭和 28 年 1 月 1 日。

議案第 89 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市宮守町達曾部 44 地割 70 番地。

氏名、佐々木美智子。

生年月日、昭和 33 年 11 月 26 日。

議案第 90 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

住所、遠野市宮守町達曾部 25 地割 35 番地。

氏名、多田仁。

生年月日、昭和 29 年 11 月 30 日。

議案第 91 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めるものでございます。

	<p>住所、遠野市宮守町下鱒沢7地割44番地4。 氏名、菊池雄太。 生年月日、平成12年2月18日。</p> <p>議案第92号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、承認を求めるものでございます。</p> <p>住所、遠野市宮守町下鱒沢33地割5番地5。 氏名、菊池由雄。 生年月日、昭和30年2月20日。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議	<p>長 ただいま事務局から説明がありました議案第67号から議案第92号の「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案ごとに順を追ひ、人事案件でございますので質疑を省略し直ちに採決をいたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第67号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第68号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第69号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第70号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第71号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第72号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第73号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議</p>

		<p>ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 74 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 75 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 76 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 77 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 78 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 79 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 80 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 81 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は「可」と決しました。</p>

議	<p>お諮りいたします。議案第 82 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 83 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 84 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 85 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 86 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 87 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 88 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 89 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 90 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議 ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は「可」と決しました。お諮りいたします。議案第 91 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は「可」と決しました。お諮りいたします。議案第 92 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号は「可」と決しました。</p> <p>【日程第 32】</p>
議	長	<p>日程第 32、農政専門委員会委員の互選を行います。互選の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。遠野市農業委員会規則第 7 条の規定に基づき農政専門委員会委員に 9 人を指名いたします。ここで事務局長からその 9 人を朗読させます。</p>
事務局長		<p>28 ページです。それでは、農政専門委員会委員を朗読いたします。遠野地区から順に説明いたします。遠野地区、河内克倫様。綾織地区、菅田ツヤ子様。小友地区、奥友康悦様。附馬牛地区、藤田優一様。松崎地区、菊池秀樹様。土淵地区、古屋敷徳夫様。青笹地区、菊池久康様。上郷地区、佐々木泰文様。鱒沢地区、多田靖志様。以上 9 人でございます。よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が農政専門委員会委員に当選されました。改めて農政専門委員会委員となる旨の承諾を求める文書を差上げませんのでご了承ください。</p> <p>【日程第 33】</p>
議	長	<p>日程第 33、農地専門委員会委員の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。遠野市農業委員会規則第7条の規定に基づき農地専門委員会委員に9人を指名いたします。ここで事務局長からその9人を朗読させます。</p>
事務局長		<p>農地専門委員会委員を朗読します。遠野、鈴木重徳様。綾織、綱木秀治様。小友、佐々木義弘様。附馬牛、小向幸子様。松崎、菊池靖様。土淵、田中ナオ子様。青笹、奥寺晴夫様。上郷、鬼原壽一様。宮守、多田登様。</p> <p>以上9人です。以上です。</p>
議	長	<p>お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が農地専門委員会委員に当選されました。改めて農地専門委員会委員となる旨の承諾を求める文書を差し上げませんのでご了承ください。</p>
議	長	<p>【日程第34】</p> <p>日程第34、農政専門委員会委員長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農政専門委員会委員長に古屋敷徳夫委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました古屋敷徳夫委員を農政専門委員会委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古屋敷徳夫委員が農政専門委員会委員長に当選いたしました。</p> <p>農政専門委員会委員長に当選されました古屋敷徳夫委員よりご挨拶があります。</p>
農政専門委員長		<p>ただいまご指名いただきました古屋敷徳夫です。農政委員会としては、農業は課題が山積しておりますが、皆さんの協力の下に取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

議	長	<p>【日程第 35】</p> <p>日程第 35、農政専門委員会副委員長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農政専門委員会副委員長に菊池久康委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました菊池久康委員を農政専門委員会副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました菊池久康委員が農政専門委員会副委員長に当選いたしました。</p>
議	長	<p>【日程第 36】</p> <p>日程第 36、農地専門委員会委員長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農地専門委員会委員長に佐々木義弘委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました佐々木義弘委員を農地専門委員会委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木義弘委員が農地専門委員会委員長に当選いたしました。</p> <p>農地専門委員会委員長に当選されました佐々木義弘委員よりご挨拶があります。</p>
農地専門 委員 長		<p>ただいま指名いただきました、農地専門委員会委員長となりました佐々木義弘です。前回に引き続きまた継続するわけですが、農地専門委員会委員以外にも皆さんにご協力をいただきながら、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

議	長	<p>【日程第 37】</p> <p>日程第 37、農地専門委員会副委員長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農地専門委員会副委員長に小向幸子委員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました小向幸子委員を農地専門委員会副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小向幸子委員が農地専門委員会副委員長に当選いたしました。</p>
議	長	<p>【日程第 38】</p> <p>日程第 38、地区担当割については別添資料のとおり割り当てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
10 番 委 員		<p>昨日、担当地区について協議いただいたわけですが、昨日の内容とちょっと違うのですが。</p>
事 務 局 長		<p>休憩をお願いします。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>再開いたします。その他、地区担当割についてご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、地区担当割は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 39】</p> <p>日程第 39、家族経営協定推進アドバイザーについて、当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。家族経営協定推進アドバイザーに 9 人を指名いたします。ここで事務局長から 9 人を朗読させます。</p>

事務局 長	<p>家族経営協定推進アドバイザーについて、説明いたします。遠野、河内克倫様。綾織、菅田ツヤ子さま。小友、佐々木義弘様。附馬牛、小向幸子様。松崎、菊池靖様。土淵、田中ナオ子様。青笹、奥寺晴夫様。上郷、鬼原壽一様。宮守、多田靖志様。</p> <p>以上9人でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました9人を家族経営協定推進アドバイザーとすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が家族経営協定推進アドバイザーに当選されました。</p> <p>10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p>
議 長	<p>【日程第40】</p> <p>日程第40、農業委員会だよりの編集委員について、当職において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農業委員会だよりの編集委員に6人を指名いたします。ここで事務局長から6人を朗読させます。</p>
事務局 長	<p>農業委員会だより編集委員6人を朗読します。農政専門委員会から、菅田ツヤ子様、藤田優一様、多田靖志様でございます。農地専門委員会は、綱木秀治様、菊池靖様、多田登様です。</p> <p>以上6人です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました6人を農業委員会だより編集委員とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が農業委員会だより編集委員に当選されました。</p>
議 長	<p>【日程第41】</p> <p>日程第41、遠野市農業者年金加入推進班長について、当職において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。遠野市農業者年金加入推進班長に9人を指名いたします。ここで事務局長から9人を指名いたします。</p>
事務局 長	<p>遠野市農業者年金加入推進班長を申し上げます。遠野、鈴木重徳様。綾織、綱木秀治様。小友、奥友康悦様。附馬牛、藤田優一様。松崎、菊池秀樹様。土淵、古屋敷徳</p>

	夫様。青笹、菊池久康様。上郷、佐々木泰文様。宮守、多田登様。 以上9人であります。よろしくお願ひします。
議 長	お諮りいたします。ただいま当職において指名いたしました9人を遠野市農業者年金加入推進班長とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が遠野市農業者年金加入推進班長に当選されました。
議 長	【その他】 それでは次第の10、その他に入ります。委員の皆様から質問、意見等ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、私の方からなのですがすけれども、先の総会で菊池清重委員さんから、現地確認調査の時に作業服等があれば、行った先でも分かりやすいのではないかという話をされまして、検討会の方でも話したいと思うのですが、申し訳ないのですがすけれども、作業服を揃えるのであれば実費になるかと思うので協議したいと思ひます。新しく農業委員になられた方々には緑色のポロシャツもいっていないと思うので、どうしますか、作業服。
18番委員	市の方では全然取り合ってくれなかったのですか。
事務局 長	休憩お願ひします。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開します。 その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは事務局から。
事務局	ありません。
議 長	【閉会】 本日の日程はすべて終了いたしました。以上で、第146回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。 午前10時30分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____